

## 令和2年第4回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和2年3月19日(木)午後2時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

委 員	黒 鶴 進 治	委 員	木 下 えり子
委 員	蓑 田 えり	委 員	吉 森 啓 司
教 育 長	石 井 二三男		

4 本会議に欠席した教育委員

委 員 行 合 八恵子

5 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	長 元 忠	教 育 総 務 課 長	柴 田 和 人
学 校 教 育 課 長	本 多 俊 隆	生 涯 学 習 課 長	岡 田 恵
学 校 給 食 課 長	出 永 太	学 校 教 育 課 課 長 補 佐	河 内 秀 幸
教 育 総 務 課 課 長 補 佐	出 永 圭 史		

6 本会議に付した議題等

(1) 議案

- 議第7号 天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について  
(教育総務課)
- 議第8号 天草市教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の制定について  
(教育総務課)
- 議第9号 天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について  
(学校教育課)
- 議第10号 天草市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について  
(教育総務課)
- 議第11号 天草市学校司書設置要綱及び天草市学習指導補助教員設置要綱の一部を  
改正する訓令の制定について  
(教育総務課)
- 議第12号 天草市立本渡中学校分教室「カワセミ学級」設置要綱の一部を改正する  
訓令の制定について  
(学校教育課)

(2) 協議・報告

- (1) 令和2年度天草市立幼稚園学級編制(案)について  
(学校教育課)
- (2) 成人式について  
(生涯学習課)
- (3) 令和2年4月行事予定について  
(教育総務課)

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、令和2年第4回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長： 前回会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。

(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 新型コロナウイルス対策については、いろいろばたばたして教育委員の皆さんには電話連絡をさせていただいている。今のところ休業しており、春休みまで継続するだろうと思っている。学校の再開も春休みが終わって新学期からできれば良いというような状況である。それから教職員の人事異動については、本日の午前8時30分以降に各学校において本人あて内示することになっている。

(4) 議案

議第7号 天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 議案書1ページをお願いします。議第7号天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について説明する。本件は、本年2月の第2回定例会において、同意いただいた複合施設こころすの管理に関する事務の補助執行を本市教育委員会生涯学習課が受けることに伴い、事務局組織規則の改正を行うものである。また、学校教育課においては、教務1係、教務2係及び指導係の所掌事務の見直しを行う。定例会資料1ページから5ページまでの新旧対照表をお願いします。事務局組織規則の第4条に教育委員会事務局の事務分掌について、課係ごと、所掌事務を規定している。このうち、1ページから3ページにわたっては、学校教育課所掌事務を3係内で見直しを行った結果を太字で記載している。なお、2ページ教務2係の項の中で、第3号の改正については、これまで「市費非常勤職員」としていたが、地方公務員法等の改正により本年4月から会計年度任用職員制度が創設されるため、これに伴い字句の修正を行っている。また、同じ項中の第7号に「就学指導委員会に関すること。」を所掌事務として新たに追加を行っている。次に、生涯学習課については、3ページから5ページにかけて記載をしている。生涯学習課においては、複合施設こころすの完成に伴う事務所の移転に伴い所掌事務の改正を行うもので、4ページでは、移転に伴い、天草市勤労青少年ホームを廃止することになるため、これに関する項目の削除を行っている。また、5ページでは、事務の補助執行により生涯学習課が行うこととなった複合施設こころすの管理や中央保健福祉センター及び男女共同参画センターの利用に関する事務を公民館係の所掌事務として新たに追加を行っている。さらに、別表の本庁の課が管理所管する教育機関等の生涯学習課の項の中で、所管する教育機関等の削除、名称の変更を行っている。なお、当該改正規則は、令和2年4月1日から施行としている。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。なければ議第7号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第8号 天草市教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 本日、差替え分として配付した8ページと議案書9ページをお願いします。議第8号天草市教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の制定について、説明する。本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、本年4月から会計年度任用職員制度が創設されることにより、これまでの臨時、非常勤職員の対象職種が変更となるため、関係する規則の見直し及び字句の改正等が必要となった。なお、改正の理由は同様となるため、該当する規則については、一つの一部改正規則として、提案している。新旧対照表にて、説明する。6ページになるが、これは本日配付したものをご覧いただ

きたい。改正規則第1条、天草市教育長に対する事務委任規則の一部改正を規定している。事務委任規則の第2条第7号の規定については、非常に分かりにくい規定となっていたため、会計年度任用職員への字句の改正と併せて条文の内容の整理を行っている。次に7ページ改正規則第2条、天草市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正として、規則第3条第1項で参照する地方公務員法において、会計年度任用職員制度の創設による条の改正があったため、根拠となる規定の改正を行う。次に改正規則第3条、天草市立小・中学校管理運営規則の一部改正を規定している。管理運営規則第32条に非常勤職員の規定があるため、ここを会計年度任用職員に字句を改める。最後に改正規則第4条、天草市社会教育指導員設置規則の一部改正を規定している。設置規則第3条では、これまで、指導員の委嘱について規定していたが、制度創設により社会教育指導員は会計年度任用職員となり、一般職の地方公務員として任用することになるため、選考により任命する旨を規定している。また、第5条では、任用等に当たっての準用規定に改正を行っている。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。なければ議第8号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第9号 天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長： 議第9号天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について説明する。議案書は10～12ページ、新旧対照表は資料の9、10ページである。本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い創設される会計年度任用職員制度に外国語指導助手が移行するため、所要の改正を行うものである。まず、第1条第2項中、「労働基準法」を「地方公務員法」に改め、その他の法令の次に「及び市の条例・規則」を加えている。次に、第4条第1項では、外国語指導助手の任用期間は、来日の翌日から翌年の3月31日まで及び同年の4月1日から来日日の翌日から起算して1年を経過する日までとし、また、第4条第2項ただし書きを削除し、同条第3項中の「英語圏からの4月来日者については、5年4カ月」を削除する。次に、第9条中、「天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例」に改め、同条第2項中の「天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を給与等条例に基づき算定された額に改める。また、附則として、1 この規則は、令和2年4月1日から施行し改正後の第4条の規定は、令和元年7月1日から適用することとし、2 改正後の第4条第1項の規定に関わらず、外国語指導助手の任用期間は、来日日の翌日から翌年の3月31日までとし、同年4月からの任用については、新たに任用するものとしている。会計年度任用職員に移行するため、一度、年度末までの任用期間とし、4月1日に改めて任用する。形的には継続であるが、会計年度任用職員制度上、この様な任用になる。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

木下委員： 更新するということであるのか。

本多学校教育課長： 会計年度ごとに任用することになるため、一旦、年度末で区切るということである。

木下委員： 新規の任用はこれまでどおりか。

本多学校教育課長： これまでどおりである。

木下委員： 3月まで任用し、再度4月から任用するということであるのか。

本多学校教育課長： これまでと同じように、採用は7月または8月になるが、任用期間を7月または8月から3月31日、4月1日から一年に達する日までの2回に分ける。

柴田教育総務課長： 1年間の任用期間に変更はないが、会計年度任用職員に移行するため、3月末で一度

は任用期間を切る必要がある。

蓑田委員： 外国語指導助手は現在何人配置されているのか。

本多学校教育課長： 11人を配置している。

木下委員： 給与は変わらず、不利になることはないのか。

本多学校教育課長： 給与は変わらない

石井教育長： 他に質問等はないか。なければ議第9号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第10号 天草市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 議案書11ページをお願いします。議第10号天草市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について、説明する。本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、本年4月から会計年度任用職員制度が創設されることに伴う改正となる。新旧対照表の11ページ、12ページをご覧いただきたい。別表第1 共通専決事項 人事に関する事項の第14号に臨時的任用の項目があり、ここを会計年度任用職員に改正、別表第4 小中学校長及び園長の個別専決事項の専決事項の中にある「非常勤職員」の字句を「市費会計年度任用職員」に改正するものである。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。なければ議第10号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第11号 天草市学校司書設置要綱及び天草市学習指導補助教員設置要綱の一部を改正する訓令の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 議案書13ページをお願いします。議第11号 天草市学校司書設置要綱及び天草市学習指導補助教員設置要綱の一部を改正する訓令の制定について、説明する。本件も、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、本年4月から会計年度任用職員制度が創設されることに伴う改正である。新旧対照表の13ページ、14ページをお願いします。改正訓令の第1条において、天草市学校司書設置要綱の一部改正を行う。この要綱の第4条では、任用等の準用規定の改正を行っている。また、第6条第2項では、1週間当たりの勤務時間を規定しているが、これまで1週間当たり29時間であったものが、会計年度任用職員では1週間当たり30時間となるため、その改正を行っている。また、14ページには、改正訓令の第2条において、天草市学習指導補助教員設置要綱の一部改正を行っている。改正箇所については、学校司書と同様の内容となるため、省略する。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

木下委員： 教育委員会関係で会計年度任用職員に移行する職種はALT、社会教育指導員、学校司書及び学習指導補助教員になるのか。

柴田教育総務課長： 11月の定例会に条例改正があり、事後になったが会計年度任用職員の報酬条例等が改正された旨、報告させていただいた。その時の資料には添付していたが、会計年度任用職員に現行制度の特別職非常勤職員、一般職非常勤職員が整理をされ移行する職種が出てくる。教育委員会関係では、外国語指導助手、学校主事、カワセミ学級で指導されている適応指導教員、学習指導補助教員、学校司書、幼稚園補助教員、教育指導アドバイザー、図書館司書、公民館長、社会教育指導員、給食調理員及び給食受入れが移行する。今回、関係規則及び設置要綱等を制定していた分について字句の修正が必要となったため提案した。

木下委員：勤務時間が29時間から30時間に変更になるとのことであるが、給与面では関係ないのか。

柴田教育総務課長：当然、給与面も会計年度任用職員移行にあたり見直しがされている。今までなかった期末手当が支給されることになる。また、採用される場合には前歴換算もなされる。

石井教育長：他に質問等はないか。なければ議第11号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第12号 天草市立本渡中学校分教室「カワセミ学級」設置要綱の一部を改正する訓令の制定について

石井教育長：事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長：議第12号「天草市立本渡中学校分教室「カワセミ学級」設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」説明する。議案書は13ページ、新旧対照表は資料の15ページである。本件は、現在、船之尾町の天草勤労青少年ホーム内の天草市立本渡中学校分教室「カワセミ学級」が、新たに建設された天草市複合施設こらす内に移転することに伴い、当該要綱の改正を行うものである。第2条第2号の位置を、「天草市浄南町4番15号 天草市複合施設こらす内」に改正する。

石井教育長：事務局より説明があった。何か質問等はないか。なければ議第12号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

#### (5) 協議・報告

##### (1) 令和2年度天草市立幼稚園学級編制(案)について

石井教育長：事務局より説明をお願いします。

本多学校教育課長：令和2年度天草市立幼稚園の学級編制について、ご報告する。資料16ページをお願いします。3月9日時点で、入園希望者が23人となり、令和2年度は、本渡南幼稚園29人、本渡北幼稚園45人、亀場幼稚園18人の合計で92人となっている。学級編制については、本渡南幼稚園及び本渡北幼稚園においては、3歳児、4歳児、5歳児の各1クラスの3クラスとし、亀場幼稚園については、5歳児が4人、4歳児が7人であり、幼稚園における少人数での活動(集団活動)での教育的効果や小学校教育との接続など考え、4歳、5歳児を混合クラスとし、3歳児クラスと合わせ2クラスとする。

##### (2) 成人式について

石井教育長：事務局より説明をお願いします。

岡田生涯学習課長：資料17ページをお願いします。まず、はじめに22ページの成人式の開催規模の結果の中で、3番目、「本日参加した会場の地区で開催の選択理由」のその他理由欄に誤りがあったため、両面一枚の差し替えをお願いします。成人式の在り方に関するアンケートの成人年齢及び開催時期や開催規模についての集計結果並びに、本市の方針について報告する。アンケートの集計結果を踏まえ、令和4年度以降の成人式の対象年齢方針を検討してきた。市民からの問い合わせ等を受けて、来年度を目処に準備をしてきたが、早い段階で市民へ周知する必要があったため、教育長・副市長・市長との協議を行い、方針を決定したところである。教育委員会への報告が本日となったが、対象年齢を20歳とし、開催時期、開催地区についても、これまでどおりとして、式典を開催することと決定した。なお、式典の名称等につきましては今後、検討することとしている。

石井教育長：本来であれば教育委員の皆さんの意見も参考に決定するべきであったが、議会開催中

に早く決定した方がいいとのこととこのように決定させていただいた。

### (3) 令和2年4月行事予定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 定例会資料24ページをお願いします。4月の行事予定について掲載している。例年、4月当初は教職員関係の行事が開催されるが、本年については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取りやめや規模縮小等を行っている。4月9日(木)午前中には、市内各小学校の入学式、午後には各中学校の入学式が行われる。10日(金)午前中には、幼稚園の入園式が行われる。21日(火)14時から教育委員会定例会を予定している。行事予定には記載していないが、来週3月25日(水)13時30分から教育委員会臨時会を開催することとしている。行事予定については、以上のとおりとなる。

## 7 その他

石井教育長： その他であるが事務局又は教育委員から何かないか。

長元部長： コロナウイルス対策と最近の動きについて説明する。現在、学校は休業中である。昨今の新聞報道を見ると、本日19日に国の専門家会議が今後の対策について提言する。それを受け、文部科学大臣から休校を解除するガイドラインが出される予定である。流れとしては、感染者は劇的に減少していないが、休業延長を解除する方向で流れていると考えている。現時点での天草市としての対応は、入学式は縮小の方向で行う。また、4月に予定されている遠足等について実施は難しいのではと考えている。4月の行事予定に記載があるが、全国学力・学習調査については延期される。課題としては体育大会であるが、準備等4月から入るため、子どもたちの生活の安定、3月にできなかった分の学習があるため5月の開催は難しいのではないかと考えている。ただし、体育大会については地域行事に組み込まれていたり、9月に開催となると全てに影響するため、最終的な判断は状況を踏まえ4月の校長会で説明したい。南小学校の修学旅行は5月に予定されているが5月実施は難しい。また、集団宿泊についても厳しいのではないかと考えている。遠足、歓迎会、部活動の紹介等は工夫してできるのではないかと考えているため、学校で判断し実施してもらうこととしている。家庭訪問についても、例年ゴールデンウィーク前に実施されるが厳しいのではないかと考えている。ただし、学校と保護者の関係作りをする場合には、工夫して行う必要がある。

木下委員： 新学期が始まる時には、給食は再開されるのか。

出永学校給食課長： 献立も作成しており、物資の発注関係も準備しているので、再開できる。

木下委員： 学校休業になった際に、給食センターで大変なことはなかったのか。

出永学校給食課長： 物資の供給を止めることはできなかった。キャンセルできなかった物資があり、物資については約80万円程度あった。幸いに日持ちするものもあり、4月に使用できるものは使用する。廃棄した物資はない。

長元部長： 熊本市が廃棄をした、他市町村では安価で提供したと報道されたが、天草市では地元業者の協力によりキャンセルができた。3月16日から再開予定であったためその分が約80万円である。熊本市は天草市のロットの10倍くらいあり、発注を止めることができなかった。本渡は規模が大きい、他の給食センターは1週間単位で発注しているので間に合った。4月以降再開した際には、地元への発注を増やしていきたい。

蓑田委員： 幼稚園には工夫をして給食を実施していただき感謝する。

出永学校給食課長： できるだけ調理したものの提供したいと考えていたが、大規模な機具を使い調理をするため、幼稚園分だけを調理できない。そのため、パン、牛乳、ゼリー等を提供した。

河内学校教育課長補佐： 学校休業による問合せであるが、教育委員会に4件ほどあった。学校のグラウンドを使わせてもらえないかという問い合わせがあり、校長会議では過度の外出制限はかけない。少人数で遊ぶこと、外出して公園等で体を動かすことは問題ないとしており、文部

科学省も同じような方針を掲げている。逆に蔦屋書店等に児童生徒がいるが良いのかとの問合せがあった。長時間いないのであれば問題ないと話をし、理解を得たと思っている。両極端な意見が寄せられている。学校においても難しいことであるが、感染拡大防止が目的であるが、ストレスが溜まっているのは確かなことである。大阪府、兵庫県で一斉休業をしたことが過去にあり、かなりストレスが溜まっていたとの報告もあり、心身の健康維持の観点から問題ないと説明している。

石井教育長：他に事務局から何かないか。なければ本日の会議を閉じる。お疲れ様でした。